

福岡県医第1777号(保)

平成16年 1月 9日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関原 敬次郎



「石綿による疾病の認定基準」の改正について

平成15年9月19日付けで「石綿による疾病の認定基準」が改正されたことに伴い、認定基準についてのリーフレット並びに石綿ばく露歴チェック表が別添のとおり作成された旨福岡労働局より通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の主な改正点は、下記のとおりです。

記

※主な改正点

1. 石綿との関連が明らかな中皮腫として、認定基準には「胸膜又は腹膜の中皮腫」が示されていましたが、これに「心膜、精巣鞘膜の中皮腫」を追加しました。
2. 石綿との関連が明らかな疾病として、「良性石綿胸水」及び「びまん性胸膜肥厚」を新たに例示しました。
3. 石綿ばく露作業について、過去の労災認定事例等を踏まえて、見直しました。
4. 中皮腫に係る認定要件のうち、石綿ばく露作業への従事期間「5年以上」から「1年以上」に短縮しました。
5. 肺がん及び中皮腫の医学的所見に係る要件のうち、石綿ばく露指標として重要な「胸膜プラーク（胸膜肥厚斑）」及び「石綿小体又は石綿繊維」をそれぞれ独立させる等の見直しをしました。

小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎



事務連絡
平成15年12月26日

福岡県医師会
保険医療課長 殿

福岡労働局労働基準部
労災補償課長

「石綿による疾病の認定基準」の改正に係る
リーフレット等の送付について

平素より、労災保険業務の運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、平成15年9月19日付けで「石綿による疾病の認定基準」が改正されました。

これに伴い、認定基準についてのリーフレット並びに石綿ばく露歴チェック表を作成いたしましたので、下記のとおり送付いたします。

つきましては、業務ご繁多のところお手数をおかけいたしますが、貴会会員あて周知方よろしくお願い申し上げます。

記

- | | |
|----------------------------|-----|
| ・「石綿による疾病の認定基準」についてのリーフレット | 30部 |
| ・石綿ばく露歴チェック表（医療機関向け） | 30部 |



「石綿による疾病の認定基準」 が改正されました!!

石綿ばく露作業*に従事している又は従事したことのある労働者に発生した疾病（石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚）について、平成15年9月19日に労災保険に係る認定基準が改正されました。

その内容は以下のとおりです。

主な改正点

1. 石綿との関連が明らかな中皮腫として、認定基準には「胸膜又は腹膜の中皮腫」が示されていましたが、これに「心膜、精巣鞘膜の中皮腫」を追加しました。
2. 石綿との関連が明らかな疾病として、「良性石綿胸水」及び「びまん性胸膜肥厚」を新たに例示しました。
3. 石綿ばく露作業について、過去の労災認定事例等を踏まえて、見直しました。
4. 中皮腫に係る認定要件のうち、石綿ばく露作業への従事期間を「5年以上」から「1年以上」に短縮しました。
5. 肺がん及び中皮腫の医学的所見に係る要件のうち、石綿ばく露指標として重要な「胸膜プラーク（胸膜肥厚斑）」及び「石綿小体又は石綿繊維」をそれぞれ独立させる等の見直しをしました。

（平成15年9月19日付け基発第0919001号）

※「石綿ばく露」とは、業務によって石綿の粉じんにならされることをいいます。

石綿による疾病

石綿との関連が明らかな疾病として次のものがあり、それぞれの疾病ごとに認定要件を定めています。石綿ばく露作業に従事したことがあり、かつ、下記疾病を発症した場合には、労災補償の対象となる可能性があります。認定基準については、「<http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/10/tp1015-1.html>」に掲載されていますのでご覧下さい。

石綿肺

肺がん

胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮腫

良性石綿胸水

びまん性胸膜肥厚

石綿ばく露作業

石綿ばく露作業の主なものには、次の作業があります。

石綿原料に関連した作業

- 石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- 倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業

石綿製品の製造工程における作業

- 次に掲げる石綿製品の製造工程における作業
 - ◇石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品
 - ◇石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品
 - ◇ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品
 - ◇自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
 - ◇電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品（電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。）又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品

石綿製品等を取り扱う作業

- 石綿の吹付け作業
- 耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
- 石綿製品の切断等の加工作業
- 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業
- 石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業
- 石綿を不純物として含有する鉱物（タルク（滑石）、パーミキュライト（蛭石）、繊維状ブルサイト（水滑石））等の取扱い作業

上記作業の周辺等の作業

- 上記の石綿又は石綿製品を直接取扱う作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業

※ ■色文字の作業を今回の改正で追加しました。

参 考

- 石綿含有製品に係る規制強化について
労働安全衛生法施行令の改正により、平成16年10月1日から石綿を含有する繊維強化セメント板等の建材、ブレーキライニング等の摩擦材及び接着剤については、製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止になります。
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/10/tp1016-1.html>)
- 健康管理手帳
石綿を製造し又は取り扱う業務に従事していた方の健康管理のために、従来から一定の要件を満たす場合には、離職の際、又は離職の後に都道府県労働局長あて健康管理手帳の交付申請ができることになっています。健康管理手帳の交付を受けた方には、都道府県労働局が指定する医療機関において、年2回国の費用で無料で、石綿に係る健康診断を受けることができます。

石綿による疾病の取扱い

石綿肺

粉じんを吸入することによって肺に生じた繊維増殖性変化を主体とする病変をじん肺といいます。じん肺のうち石綿によって生じたものを「石綿肺」といいます。石綿肺については、原則として、都道府県労働局長によるじん肺管理区分の決定がなされた後に業務上の疾病か否かを判断します。

石綿肺で、じん肺症（じん肺管理区分が管理4）又はじん肺の管理区分が管理2、管理3若しくは管理4と決定された方に発生したじん肺法施行規則第1条第1号から第5号までに掲げる疾病（①肺結核、②結核性胸膜炎、③続発性気管支炎、④続発性気管支拡張症、⑤続発性気胸）は、労働基準法施行規則別表第1の2第5号に該当する業務上の疾病として取扱います。

なお、石綿肺に合併したじん肺法施行規則第1条第6号「原発性肺がん」については、労働基準法施行規則別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うこととなっています。

肺がん

じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺の所見が得られている等の石綿ばく露労働者に発症した「原発性肺がん」については、労働基準法施行規則別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病と取り扱うこととしています。

原発性肺がんにかかる認定の流れは以下のとおりになります。

はい →
いいえ →

原発性肺がんに係る労災請求

第1型以上の
石綿肺所見有り?

職業ばく露作業
従事歴10年以上有り?

胸膜プラーク
所見有り?

胸膜プラーク
所見有り?

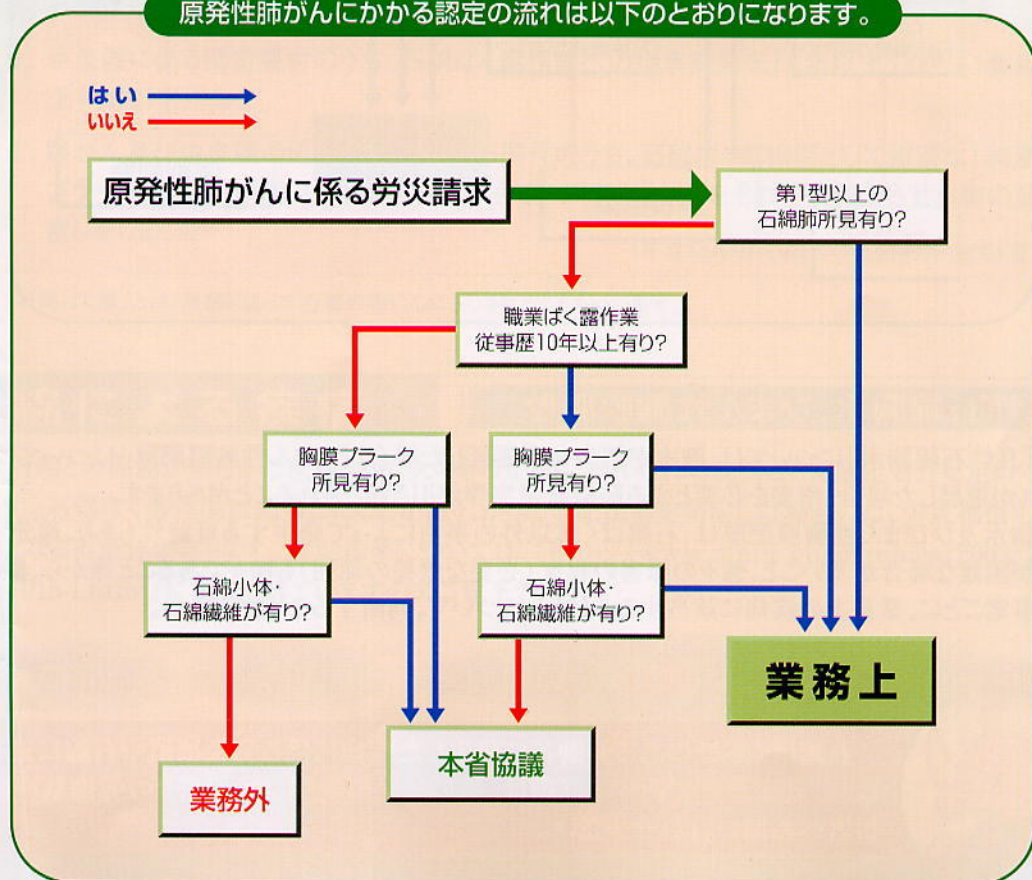
石綿小体・
石綿繊維が有り?

石綿小体・
石綿繊維が有り?

業務上

業務外

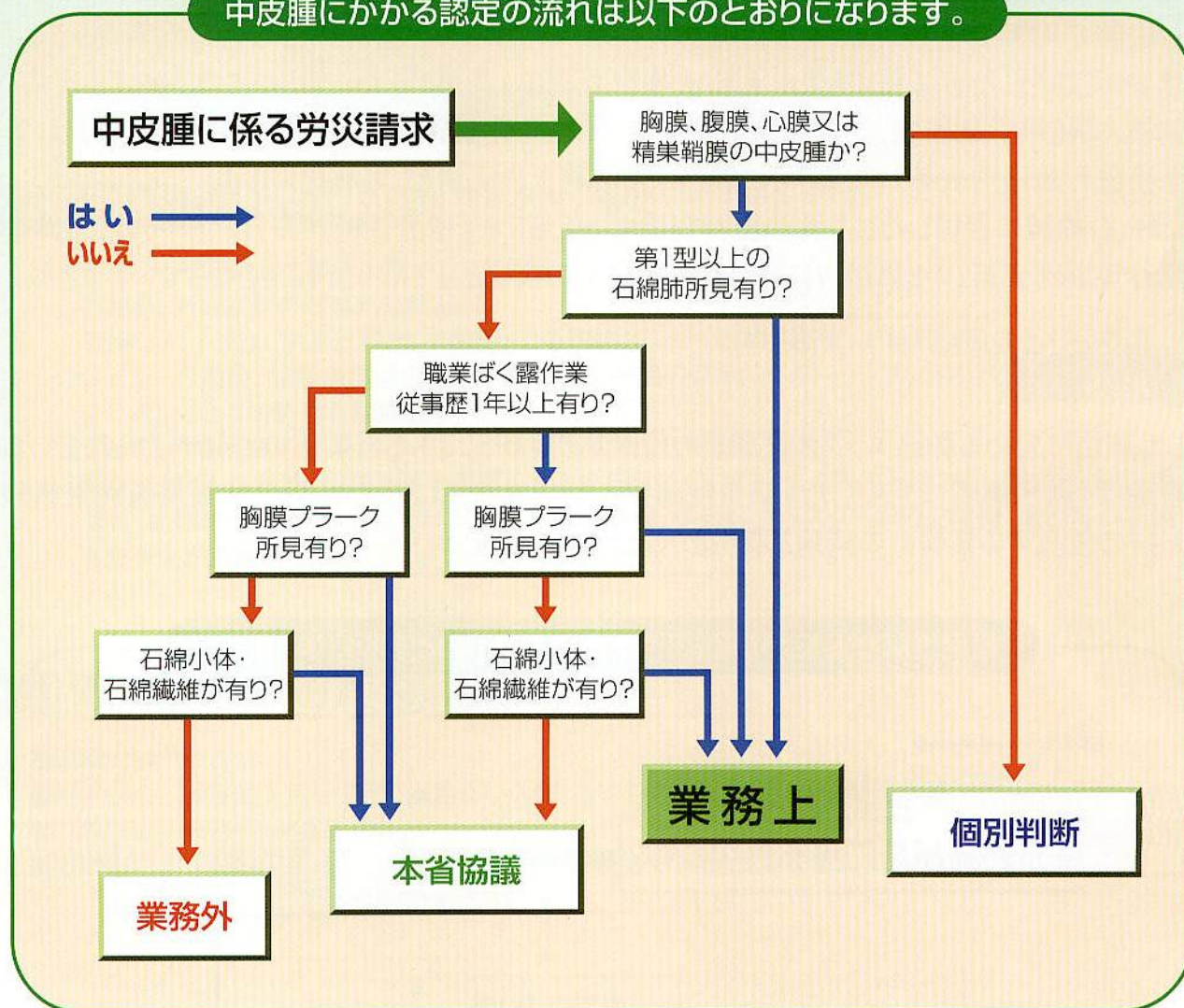
本省協議



中皮腫

肺、肝臓、胃などの臓器を取り囲む胸膜や腹膜等のできる悪性の腫瘍のことを「中皮腫」といいます。
じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺の所見が得られている等の石綿ばく露労働者に発症した「中皮腫」については、労働基準法施行規則別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病と取り扱うこととしています。

中皮腫にかかる認定の流れは以下のとおりになります。



良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚

「良性石綿胸水」については、胸水が消失せず遷延した場合、「びまん性胸膜肥厚」については、これが進展した場合、療養を必要とする肺機能障害等が引き起こされることがあります。

胸水及びびまん性胸膜肥厚は、石綿ばく露以外の事由によって発生する可能性もあり、確定診断が困難な場合が多いこと、個々の障害の程度（必要な療養の範囲）も様々であること等から、個々の事案ごとに、業務上の疾病に該当するかどうかについて、判断することとなります。



石綿ばく露歴のある労働者に発生した疾病に係る労災補償や石綿に係る規制・健康管理に関する詳細は、都道府県労働局又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせ下さい。

石綿ばく露歴 チェック表

『職業性石綿ばく露と石綿関連疾患』（(三信図書)より転載)

労働者の方々が、石綿にばく露していたかどうかチェックする一つの方法として、「本チェック表」が有用ですので、医療機関における問診の際には、ぜひともご活用ください。

「石綿」は、耐熱性・化学的安定性に富み、断熱性、電気絶縁性が高いこと等から有用な原材料であるため多くの業種で使用されてきたこと、中皮腫等の潜伏期間が長期にわたる（中皮腫の場合：35～40年）こと等から、労働者の方が石綿ばく露を受けたか否かについて、定かでないことがあるからです。

Study No. :

Informant's name :

Address :

Phone :

Relationship :

I. 次の産業に従事したことがありますか。

- | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| ☐ 鉱業 () | ☐ 家具・木材製品製造業 | ☐ クロム酸塩製造業 |
| ☐ 造船業 | ☐ ガス業 | ☐ ゴム産業 |
| ☐ セメント業 | ☐ 建築業 | ☐ 印刷業 |
| ☐ 精錬業 | ☐ 化学物質製造業 | ☐ 鉄鋼業 |
| ☐ 金属研ま業 | ☐ 断熱業 | ☐ 紙・パルプ製造業 |
| ☐ プラスチック産業 | ☐ 精製業 | ☐ 靴製造・修繕業 |
| | | ☐ 鋳造業 |

II. 学校を卒業してから、現在に至るまでの職業

(在学中のアルバイト、戦時中の仕事など短期間の仕事もできる限り聞きとること)

会社名	会社の所在地	会社の事業内容	本人の仕事内容	仕事で取り扱った材料・設備	仕事に従事した期間(年月～年月)

III. 以下の場所で働いたり、仕事に従事したことがありますか。

- ☐ 石綿を扱う工場 ☐ 石綿製品の倉庫
- ☐ 建築業
 - ☐ ビルの解体作業
 - ☐ 塗装・吹付け工事 ☐ 防音工事 ☐ 断熱・耐火・保温工事
 - ☐ プレハブ(石綿板)工事 ☐ 天井・床材の切断 ☐ ラス張りの仕事
 - ☐ 電気・ガス・スチームの配管工事
- ☐ 造船業
 - ☐ 船舶の分解修理・解体
 - ☐ パイプ被覆・断熱作業 ☐ クレーン・自動車の運転 ☐ 塗装
 - ☐ 電気配線工事 ☐ 事務員 ☐ 大工・建具
 - ☐ 溶接 ☐ ボイラー製造・設備 ☐ 作業員
 - ☐ 板金 ☐ 整備(パイプ・ボイラー等) ☐ その他
- ☐ 断熱工事 ☐ 保温工事
- ☐ ボイラーの製造・取り付け・修繕 ☐ バーナーの製造・取り付け・修繕
 - ☐ 溶鉱炉の製造・取り付け・修繕 ☐ スチーム・パイプの製造・取り付け・修繕
- ☐ ボイラーの操作 ☐ 溶接作業 ☐ 板金作業 ☐ 耐熱(耐火)服や耐火手袋を身につけての仕事

7. ☐ 自動車修理工場 ☐ ガソリンスタンド ☐ ブレーキ・ライニング・クラッチ板の製造
8. ☐ 電気製品（コンデンサー・電池・蓄電池・絶縁テープ）の製造
9. ☐ 塗装工場 ☐ 石けん工場 ☐ オイル・化学物質の精製工場
10. ☐ ランドリー・クリーニング屋 ☐ 埃りっぽい作業服の取り扱い
11. ☐ 埃りっぽいものの運搬
- ☐ 商船の船員 ☐ トラックの運転手 ☐ 鉄道員
- ☐ はしけの船員 ☐ 港湾作業員 ☐ クレーンの操作員
12. ☐ 下水汚物・廃棄物の回収・処理・運搬
13. ☐ 蒸気機関車の修理、解体
14. ☐ ガスマスクの製造
15. ☐ 宝石・貴金属の細工仕事
16. ☐ 消防隊員
17. ☐ 歯科技工士

IV. 以下の石綿製品を取り扱う仕事をしたことがありますか。

- | | | |
|------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|
| ☐ 石綿繊維 | ☐ 石綿断熱フェルト | ☐ 石綿カーテン |
| ☐ 石綿パイプ | ☐ ボール紙・断熱板 | ☐ 石綿紙 |
| ☐ 石綿チューブ | ☐ 石綿パイプ被覆 | ☐ 石綿パイプラインフェルト |
| ☐ 石綿セメント板・管 | ☐ 石綿織物・布 | ☐ 断熱パッド（詰め物） |
| ☐ 石綿巻き紙 | ☐ 石綿ロープ | ☐ その他 |
| ☐ 石綿ガasket | ☐ 石綿封塗料 | |
| ☐ 石綿テープ | ☐ 石綿パッキング | |

V. あなた（（注）調査対象者）のそばで次のような仕事が行われていませんでしたか。

- ☐ 断熱パッド（詰め物）の取り付け・取りはずし
- ☐ 石綿パイプの取り付け・取りはずし
- ☐ 溶接
- ☐ 保温材料で包まれたパイプの取り付け・取りはずし
- ☐ プレカットされたアスベストブロックの取り付け・取りはずし
- ☐ 石綿壁板やアスベストボール紙の取り付け・取りはずし
- ☐ 支柱・隔壁・ガード（garder）に耐火塗装をおこなったり、はがしたりする。
- ☐ バルブ・パッキングの取り付け・取りはずし
- ☐ ボイラーやボイラーのポンプに保温材をまいたり、はがしたりする。
- ☐ スチーム管に断熱材をまいたり、はがしたりする。
- ☐ 石綿のチューブ・パイプ・板・ボール紙・断熱材を切断したり、取り付けたりする。

VI.

- ☐ 家庭で（絶縁物・暖房炉セメント・断熱材・カルシミン*・石綿製品）の修理・修繕をしたことがありますか。 *天井・壁などに塗る水性塗料
- ☐ タルク・パウダーを使ったことがありますか。（ボディータルク・顔用タルク）
- ☐ 石綿製品を家庭で使ったことがありますか。（アイロン板のカバー・耐熱手袋）
- ☐ 石綿工場の近くに住んでいたことがありますか。
 - ☐ 造船所の近くに住んでいたことがありますか。
 - ☐ 建材物の置場の近くに住んでいたことがありますか。
 - ☐ ブレーキ修理工場の近くに住んでいたことがありますか。

Interviewer's Remarks

Date

Interviewer: _____

都道府県労働局一覧

電話番号は労災補償課又は労働局の代表番号です。

北海道労働局	〒060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011(709)2311
青 森労働局	〒030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017(734)4115
岩 手労働局	〒020-0023	盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎1号館	019(604)3009
宮 城労働局	〒983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022(299)8843
秋 田労働局	〒010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018(883)4275
山 形労働局	〒990-8567	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	023(624)8227
福 島労働局	〒960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	024(536)4605
茨 城労働局	〒310-8511	水戸市北見町1-11	029(224)6217
栃 木労働局	〒320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028(634)9118
群 馬労働局	〒371-8567	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル8F	027(210)5006
埼 玉労働局	〒330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15階	048(600)6207
千 葉労働局	〒260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043(221)4313
東 京労働局	〒112-8571	文京区後楽1-7-22	03(3814)5311
神奈川労働局	〒231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045(211)7355
新 潟労働局	〒951-8588	新潟市川岸町1-56	025(234)5925
富 山労働局	〒930-8509	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	076(432)2739
石 川労働局	〒920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076(265)4426
福 井労働局	〒910-0019	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776(22)2656
山 梨労働局	〒400-8577	甲府市美咲1-2-13	055(252)4852
長 野労働局	〒380-0846	長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	026(234)5121
岐 阜労働局	〒500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058(245)8105
静 岡労働局	〒420-8639	静岡市追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054(254)6369
愛 知労働局	〒460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052(972)0259
三 重労働局	〒514-8524	津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎	059(226)2109
滋 賀労働局	〒520-0057	大津市御幸町6-6	077(522)6630
京 都労働局	〒600-8007	京都市下京区四条通東洞院東入ル立売西町60 日本生命四条ビル5F	075(241)3217
大 阪労働局	〒540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06(6949)6507
兵 庫労働局	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー16F	078(367)9155
奈 良労働局	〒630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742(32)0207
和歌山労働局	〒640-8581	和歌山市中之島2249	073(422)2176
鳥 取労働局	〒680-8522	鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎	0857(23)2191
島 根労働局	〒690-8532	松江市東朝日町76	0852(31)1159
岡 山労働局	〒700-8611	岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086(225)2019
広 島労働局	〒730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082(221)9245
山 口労働局	〒753-8510	山口市河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083(995)0374
徳 島労働局	〒770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088(652)9144
香 川労働局	〒760-0018	高松市天神前5-12	087(831)7282
愛 媛労働局	〒790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089(935)5200
高 知労働局	〒780-8548	高知市南金田48-2	088(885)6025
福 岡労働局	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092(411)4799
佐 賀労働局	〒840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎	0952(32)7193
長 崎労働局	〒852-8535	長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎	095(813)1955
熊 本労働局	〒860-0008	熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎	096(355)3183
大 分労働局	〒870-0016	大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎	097(536)3214
宮 崎労働局	〒880-0805	宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎	0985(38)8837
鹿児島労働局	〒892-0816	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099(223)8280
沖 縄労働局	〒900-0006	那覇市おもろまち町2-1-1 那覇第2地方合同庁舎3F	098(868)3559